



報道機関 各位

記者発表資料

令和3年5月17日（月）

問い合わせ先：行政透明推進課

課長：徳永

担当：池田

電話：829-1117

内線：2331

さいたま市長の資産を公開します

さいたま市では、「政治倫理の確立のためのさいたま市長の資産等の公開に関する条例」に基づき、市長の資産等に関する報告書を閲覧に供しておりますが、市長より本年度分の報告を受けましたので、当該報告書を提供いたします。

なお、報告書は、資産等補充報告書、所得等報告書、関連会社等報告書の3種類です。

また、下記のとおり閲覧に供します。

記

- 1 閲覧開始日 令和3年5月17日（月）
- 2 閲覧時間 月曜日から金曜日までの日（休日に当たる日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までの間
- 3 閲覧場所 市役所本庁舎3階
総務局総務部行政透明推進課
- 4 閲覧資料
 - ・資産等補充報告書
（令和2年1月1日から令和2年12月31日までに新たに有することとなった資産等）
 - ・所得等報告書
（令和2年1月1日から令和2年12月31日までの所得及び贈与により取得した資産の報告）
 - ・関連会社等報告書
（令和3年4月1日において報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問その他の職に就いている状況の報告）